

5年度高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施手順

別添

[対象者]

下記の年齢・状態にある者で、予防接種券（以下「接種券」）を持っている姫路市民

- ①令和5年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる姫路市民
(※接種対象者は満年齢に達していなくても接種できます。)

年齢	対象生年月日	年齢	対象生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生

- ②接種日において満60歳以上65歳未満の姫路市民で以下に該当する方

心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する姫路市民（身体障害者手帳1級、または同程度と診断された方※）

※詳細は当課までお問い合わせください。

※過去に肺炎球菌ワクチン（23価）予防接種を受けたことのある方（公費、自費問わず）は、公費による予防接種を受けることはできません。

[実施期間]

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

（※ただし、接種券が対象者へ届いた日以降。）

**[自己負担額
委託料など]**

接種者	自己負担額	添付書類	委託料
生活保護受給中の者	0円	生活保護証明書	8,275円
市民税非課税世帯の者	2,000円	<u>必要な方のみ、 市民税にかかる証明書等</u>	6,275円
上記以外の対象者	4,000円	-	4,275円
問診のみ（不応料）	-	-	3,168円

※添付書類は実施報告書にホッチキス等でまとめて添付すること。（予診票に添付しないでください。）

※高齢者インフルエンザと同時接種の場合、添付資料はそれぞれ必要となります。

※不応料の算定において、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ予防接種を同時接種しようとした場合は、高齢者肺炎球菌のみ請求してください。

[その他]

(1) 予診票には必ず接種券を添付すること。

(2) 公費負担が認められる接種回数は、期間内1回接種とする。

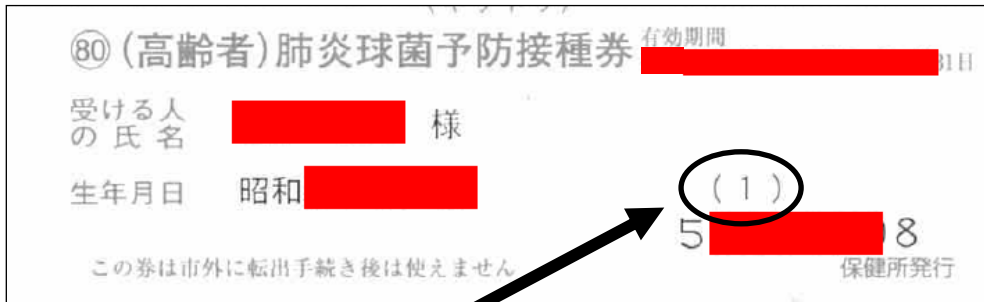
公費負担は実施期間中1人に1回の接種のみ認められるため、2回目以降及び過去に接種歴がある場合は、任意接種扱いとし、全額自己負担とする。

(3) 自己負担額の確認方法について

次に示す通り、接種券に印字された番号にて確認すること。

なお、年度途中で非課税世帯となった方、税申告を行っていない方等は「市民税にかかる証明書」等の添付が必要。(添付書類がない場合は一律4,000円の自己負担額となる。再発行等の接種券(手書きで作成された接種券)で番号が無い場合は当課までお問い合わせをお願いします。)

※令和5年度接種券(案)の見本



生年月日横の番号で自己負担金額を確認すること。

(1) の場合→自己負担金額4,000円(一般)

(2) の場合→自己負担金額2,000円(非課税世帯)

※生活保護世帯の方は番号に関わらず「生活保護証明書」の添付で無料となります。

(4) 市民税非課税世帯を証明する書類について

ア 市民税にかかる証明書

イ 介護保険料納付通知書(第1段階～第3段階)

ウ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅰ・区分Ⅱ)

※国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は証明書類として使用できません。

(5) 接種日の記載方法について

接種日は「西暦」で記載してください。

(参考資料) 介護保険料納付通知書および後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の確認方法及びコピー方法

1 「介護保険料納付通知書」の場合。(1枚目の写しを添付する。)

介護保険料納付通知書 1枚目

年度 科目 収入番号 暦年

氏名、住所を
確認してください。

のどおり

姫路市長

確定保険料 円

期別保険料

▼保険料算出の基礎

課月数	合計所得金額 (円)	課税年金収入額 (円)	住民税課税状況	老齢基礎年金額 (円)	標準額	確定保険料
変更前						
決定額						

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

期別	納期	特別徴収対象月	変更前		決定額(変更後)		増減額	
			普通徴収 (円)	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	特別徴収 (円)
1期								
2期								
3期								
4期								
5期								
6期								
7期								
8期								
9期								
10期								
臨時								
合計保険料								
確定保険料								

第1～第3段階を確認してください。

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

2 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の場合

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 平成30年11月29日

被保険者番号			
被 保 険 者	住所		
	氏名		
	生年月日		
発効期日	平成30年11月1日		
有効期限	平成31年7月31日		
適用区分	区分Ⅰ		
長期入院 該当年月日		保険 者印	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 2 8 2 0 1 7 兵庫県後期高齢者医療広域連合		

「区分Ⅰ・区分Ⅱ」を確認しコピーしてくだ